

3 議案第48号関係

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改正案	現行
<p>(夜間看護手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 <u>3,550円</u></p> <p>(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 <u>3,100円</u></p> <p>(3) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 <u>2,150円</u></p> <p>(4) 当直者が当直以外の業務に従事した場合2,200円。ただし、深夜において行われる業務に従事したときは、給料の1時間当たり100分の150を乗じて得た額を加算する。</p> <p>3 略</p>	<p>(夜間看護手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 <u>3,200円</u></p> <p>(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 <u>2,800円</u></p> <p>(3) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 <u>2,000円</u></p> <p>(4) 当直者が当直以外の業務に従事した場合2,200円。ただし、深夜において行われる業務に従事したときは、給料の1時間当たり100分の150を乗じて得た額を加算する。</p> <p>3 略</p>